

## 令和4年度「年末の交通事故防止運動」兵庫県実施要綱

### 1 目的

この運動は、ひょうご交通安全憲章の理念に基づき、広く県民に交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けるとともに、地域と一体となった道路交通環境づくりを推進することにより、交通事故防止の徹底を図ることを目的とする。

### 2 運動期間

令和4年12月1日(木)から10日(土)までの10日間

### 3 交通安全の日

- 交通安全意識を高める日 12月1日(木)
- みんなで迷惑駐車をなくする日 12月1日(木)
- 自転車安全利用の日 12月2日(金)

### 4 スローガン

やさしさと 笑顔で走る 兵庫の道

### 5 推進テーマ

みんなで作る 通学路の交通安全  
思いやる 気持ちで守る 高齢者

### 6 主唱

兵庫県交通安全対策委員会

### 7 運動重点

- (1) 子供と高齢者を始めとする歩行者の安全確保
- (2) 安全運転意識の向上
- (3) 自転車の交通安全
- (4) 飲酒運転等の悪質・危険な運転の根絶
- (5) 夕暮れ時と夜間の交通事故防止

### 8 運動重点に関する主な推進項目

各推進項目に掲げる項目を中心に、交通安全キーワード「こいぬのあしあと」などを活用した広報啓発、参加・体験・実践型の交通安全教育や待ち受け型の交通安全指導等を行い、広く県民に対し普及啓発・促進することにより交通安全意識の高揚を図る。

※ 交通安全キーワード

こ＝交通安全は家庭から  
い＝いつものみちでもとまる・みる・まつ  
ぬ＝ぬれたみちではスリップちゅうい  
の＝のるときはブレーキ・ライトだいじょうぶ  
あ＝あおしんごうでもみぎ・ひだり  
し＝シートベルトはカチッとなるまで  
あ＝あかるいふくとはんしゃざい  
と＝「止まれ」のぼしよはいったんとまってみぎ・ひだり

(1) 子供と高齢者を始めとする歩行者の安全確保

次代を担う子供のかけがえのない命を社会全体で交通事故から守ることが重要であるにもかかわらず、依然として通学路等において子供が危険にさらされている。

また、歩行中の交通事故死者のうち高齢者の占める割合が高く、歩行者側にも走行車両の直前直後横断、信号無視等の法令違反が認められる。

このため、子供と高齢者を始めとする歩行者の総合的な安全対策を推進する必要がある。

ア 歩行者の交通ルール遵守の徹底

◆ 横断歩道合図（アイズ）運動の実践

※ 信号機のない横断歩道で、歩行者・運転者の双方が手を挙げるとともに、目で合図（アイコンタクト）などを行うことによって、交通事故の抑止を図る運動

◆ 横断歩道の通行、横断禁止場所の横断禁止、信号遵守等の歩行者自身の安全を守るための交通ルール遵守の呼び掛け

◆ 歩行中児童の交通事故の特徴（走行車両の直前直後横断や飛び出しが多いなど）、高齢歩行者の死亡事故の特徴（走行車両の直前直後横断等の法令違反が多いなど）等を踏まえた交通安全教育等の推進

◆ 安全に道路を通行することについて、日常生活や教育現場における保護者や教育関係者からの幼児・児童への教育の推進

◆ スマートフォン操作等のながら行為の危険性の周知

イ 歩行者の安全確保

◆ 通学路、未就学児を中心に子供が日常的に集団で移動する経路等における見守り活動等の推進

◆ 高齢者自身が、加齢等に伴って生ずる身体機能の変化を理解し、安全な交通行動を実践するための参加・体験・実践型の交通安全教育の推進

◆ 安全な横断方法（特に左方向から進行してくる車両への注意）の呼び掛け

◆ 電動車いす等の安全利用の促進

◆ 通学路交通安全プログラム等に基づく点検や対策の推進

◆ 「横断歩道 歩行者優先宣言」の賛同促進と実践

## (2) 安全運転意識の向上

「自動車対歩行者」の死亡事故の多くが歩行者の道路横断中に発生している。

高齢化が進むなか、とりわけ75歳以上の運転者による免許人口当たりの死亡事故件数が、75歳未満の運転者と比較して多い。

また、自動車乗車中における後部座席シートベルトの着用率やチャイルドシートの適正使用率がいまだ低調であることなどから、安全運転意識の向上を図る必要がある。

### ア 運転者の歩行者等への保護意識の向上

#### ◆ 横断歩道合図（アイズ）運動プラスの周知と実践

※ 横断歩道合図（アイズ）運動に併せ、横断歩道手前に設置されているダイヤモンド標示で減速の徹底を呼び掛ける「横断歩道手前減速運動」をプラスした運動

#### ◆ 交通ルールの遵守と歩行者や他の車両に対する「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持って通行する交通マナーの呼び掛け

#### ◆ 運転者に対し、歩行者等の保護の徹底を始め、安全に運転しようとする意識及び態度を向上させるための交通安全教育や広報啓発の推進

#### ◆ 運転中のスマートフォン等の使用等の危険性についての広報啓発の推進

### イ 高齢運転者の交通事故防止

#### ◆ 高齢運転者に対する加齢等に伴う身体機能の変化が運転に及ぼす影響等を踏まえた交通安全教育及び広報啓発の推進

#### ◆ 一定の交通違反歴を有する75歳以上の運転者に対する免許更新時における運転技能検査導入の周知

#### ◆ 衝突被害軽減ブレーキ等の先進安全技術を搭載した安全運転サポート車の普及啓発とサポートカー限定免許制度についての広報啓発の推進

#### ◆ 安全運転相談窓口（全国統一専用ダイヤル#8080）の積極的な周知及び利用促進

#### ◆ 運転免許証の自主返納制度と自主返納者に対する各種支援施策の周知による自主返納の促進

#### ◆ 高齢者の運転に関する家庭内での話合いの促進

#### ◆ 高齢運転者標識（70歳以上の運転者が掲示する高齢者マーク）の使用の促進

### ウ 全ての座席のシートベルトの着用とチャイルドシートの正しい使用の徹底

#### ◆ 全ての座席におけるシートベルトの着用とチャイルドシートの使用義務の周知・指導の徹底及びその必要性・効果に関する理解の促進

#### ◆ チャイルドシートの確実な取付け方法及びハーネス（肩ベルト）の締付け方等、適正な使用方法の周知徹底

#### ◆ 高速乗合バス及び貸切バス等の事業者に対する全ての座席におけるシートベルト着用を徹底させるための指導・広報啓発の強化

## (3) 自転車の交通安全

自転車関連の交通事故件数は減少傾向にあるものの、交通事故全体に占める割合は

増加傾向にあり、自転車乗用中の交通事故死傷者のうち約9割に安全不確認や一時不停止等の法令違反が認められることから、自転車利用者に対する交通ルール遵守の徹底を図る必要がある。

#### ア 自転車の交通ルール遵守の徹底

- ◆ 自転車安全利用五則に定める通行方法や自転車通行空間が整備された箇所における通行方法の周知と遵守の徹底
- ◆ 傘差し等の片手運転、イヤホンやスマートフォン等使用時の危険性の周知徹底
- ◆ 自転車運転者講習制度の周知
- ◆ 妨害運転の禁止

#### イ 自転車の安全利用の促進

- ◆ 全ての自転車利用者に対するヘルメット着用(令和4年の改正道路交通法に基づき令和4年4月27日から1年以内に施行)の努力義務化を踏まえた着用の徹底に向けた広報啓発の推進
- ◆ 幼児を幼児用座席に乗車させる際のシートベルトの着用と幼児二人同乗用自転車の安全利用に関する広報啓発の推進
- ◆ 自転車の定期的な点検整備の促進
- ◆ 自転車損害賠償保険等への加入の徹底

#### ウ 業務運転中の自転車の安全利用

- ◆ 関係事業者に対する交通安全対策の働き掛け
- ◆ 自転車配達員への街頭における指導啓発
- ◆ 飲食店等を通じた配達員への交通ルール遵守の呼び掛け

### (4) 飲酒運転等の悪質・危険な運転の根絶

重大交通事故の原因となる飲酒運転や妨害運転(いわゆる「あおり運転」)等の悪質・危険な運転による悲惨な交通事故が後を絶たないことから、運転者の規範意識の高揚と飲酒運転等を許さない環境づくりのため、飲酒運転等の悪質・危険な運転の根絶を図る必要がある。

#### ア 飲酒運転の根絶

- ◆ 飲食店等における運転者への酒類提供禁止の徹底
- ◆ キッズ交通保安官などによる飲酒運転根絶の呼び掛け
- ◆ 事業者における運転前後のアルコールチェックの徹底
  - ※ 本年4月1日から安全運転管理者は運転前後に目視等により酒気帯びの有無を確認することが義務化、今後、アルコール検知器を用いて行うことが義務化
- ◆ 飲酒運転追放「三ない運動」の周知徹底
  - ※ 酒を飲んだら車を運転しない
  - 運転する時は酒を飲まない
  - 運転する人には酒を飲ませない
- ◆ ハンドルキーパー運動の周知徹底

※ 自動車で複数の者が飲食店等へ行く場合に、帰途の運転をするために酒類を飲まない者（ハンドルキーパー）を事前に決めておく運動

◆ 飲酒運転追放宣言書の賛同促進と実践

イ 妨害運転（いわゆる「あおり運転」）の根絶

◆ 「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持った運転の必要性の周知

◆ ドライブレコーダーの普及促進等に関する広報啓発の推進

ウ 共通項目

◆ 交通事故被害者等の声を反映した広報啓発

◆ 飲酒運転等の悪質性・危険性の周知徹底

◆ 家庭、職場、地域等における飲酒運転等を絶対に許さない環境づくりの促進

#### (5) 夕暮れ時と夜間の交通事故防止

夕暮れ時は、人や車の動きが活発となるほか、日没時間の早まりとともに、例年、夕暮れ時や夜間には、重大交通事故につながるおそれのある事故が増加傾向にあることから、夕暮れ時と夜間の交通事故防止を図る必要がある。

◆ 夕暮れ時と夜間における死亡事故の特徴（日没前後1時間の死亡事故が多いなど）を踏まえた交通安全教育等の実施

◆ 反射材用品等の視認効果や使用方法等の周知と自発的な着用の促進

◆ 夕暮れ時における自動車・自転車前照灯の早めの点灯の励行

※ 早めのライト点灯推奨時間

期間	点灯推奨時間
10月から3月	午後4時

◆ 夜間の対向車や先行車がない状況における原則ハイビーム活用の励行（特にハイビーム活用促進路線の周知徹底）

◆ 自動車運送事業者による、従業員への夕暮れ時と夜間の運転時の注意喚起

#### 9 推進要領

兵庫県交通安全対策委員会、市・町交通安全対策協議会等をはじめとする関係機関・団体は相互の連携を密にし、それぞれの機関・団体の特性に応じた具体的な実施計画を策定し、本運動を効果的に展開する。

また、計画に基づきイベント等各種活動を実施する場合は、新型コロナウイルス感染症等の状況を注視しつつ、オンライン会議システムの活用、交通安全教室の動画配信、ウェブサイトやSNSによる情報発信を行うなど、県民の命と健康を守ることを第一に、地域の情勢に応じた運動を展開し、交通安全意識の向上に努める。

#### 10 推進機関・団体及び協働団体

別記のとおり